

## ガーデンプラザ新検見川から死傷者を出さない

防火防災会の自治会から団地管理組合への移管を受けて、団地管理組合から新防火防災会の防災計画、防災ガイドライン等について検討を依頼され取り組んできました。消防庁の推奨するマニュアルや公開されている行政、各地の自衛防災会のマニュアルなどを参考にガーデンプラザ新検見川の防災会のあるべき体制を議論し、以下のとおり概要をまとめましたのでご報告いたします。

### はじめに

想定される災害、地震、台風、集中豪雨、停電などに対する防火防災会のあり方について、ここでは、主に、突然襲う地震に対する防災という観点で取りまとめています。

千葉県での地震危険度85%という警告、警戒地域にあって、その対策は急務です。私たちは、「ガーデンプラザ新検見川から死傷者を出さない」ことを防災会の目的としました。以下この宣言に至った事由について列記し理解を求めますが、今後、この目的を達成するための、防災会の活動は、発災後の災害対策以上に、発災前の準備、体制整備こそが必要であるとするものです。

そして、その多くは住民の防災意識の高揚によるところが多く、防災会の、その啓発活動は、現状の住民の無関心さなどを考慮すれば、特段の努力が必要であると考えます。

### 想定される地震の規模と被害

首都圏直下型地震は都心南部を震源地として警告されており、その規模は、阪神・淡路大震災と同等のマグニチュード7.3を想定しています。この場合、千葉県で震度6弱とありますが、首都直下地震の震源地は定かではなく、それ以上の震度を覚悟しておくよう警告されています。

他方、新耐震基準を備えたマンションの場合、過去の大地震において、被害は少なく、倒壊、全壊という事態は些少だったと報告されています。また、マンションは暴風雨にも耐えられ、津波や水害の場合でも事前に上層階に避難でき身の安全を確保することができる環境にはあります。

しかし、昨年9月の台風15号による千葉県における広域停電被害は、一部地域で20日以上、私たちは、たったの2日間でしたが、相当な苦痛を経験しています。大規模地震発生において、首都圏では広域にブラックアウトは免れず、千葉県では最低でも10日間程度の停電は覚悟しなければならないと警告されています。私たちを取り巻く環境の厳しさは変わりありません。

### ガーデンプラザ新検見川住民の防災対策

したがって、ガーデンプラザ新検見川住民の防災対策は、まず、室内でケガをしない、大規模なライフラインの崩壊があっても在宅避難で窮地を凌ぐことができる体制を整えることです。

地震発生時、自衛防災組織が機能したかどうか、阪神・淡路大震災時の検証が行われ、「対策本部が立ち上がったのは早くも3日後」だったと報告されています。当団地でも十分同様な状態が考えられます。正に、「自助」「共助」を意識した住民の心構え、覚悟が必要です。

まずは「自分の命は自分で守る」ことを第一として、ケガをしない、長期在宅避難にも耐えられる全世帯の体制づくりを目指すことにします。

## 各家庭の防災対策

防災とは、災害による被害を防ぐことです。より少なくすることです。したがって、各家庭の防災対策は、①自分と家族が死傷しない。②屋内の財産等の損害を少なくする。③停電、断水でも日常に近い生活ができる、ことで、そのための事前準備、対策が何より必要です。

防災会の目的も同様、住民を助けるのではなく「守る」こととして、住民の事前準備、事前対策の手助けをすることを最大の使命とします。

## 発災時の初期活動は「ご近助」で

まず、自分の身は自分で守り、同居する家族の安全を確保したら、ご近所の状況を確認してもらいます。万が一の対応として、消火、簡易レスキューなどの初期対応は、正に「ご近助」活動として取り組むこととなります。防災会の役員が直ちに駆けることは期待できないことを認識してもらいます。したがって、自治会のエレベーターごとの班の活動、あるいは各番館の防災体制構築が必要です。

被害にあってから助け合うのではなく、被害を減らす事前の「ご近助」活動を推進することが肝要です。隣のお年寄りが「何かあったらお願い」と言える、日頃からの関係の醸成に取り組むことです。各番館の日常の融和策などの実践が求められます。

## 防火防災会の食糧備蓄はしない

東日本大震災以降、防災組織で共同備蓄が提唱され、多くの自治会、自衛防災会で取り組みましたが、備蓄場所の確保、在庫管理、賞味期限管理などの問題、高齢者、病人、幼児、アレルギーなど特別食糧の備えが困難であるなど、そのあり方が問題になっています。ガーデンプラザ新検見川では、個人の責任で10日程度の食糧備蓄を提唱、推進することもあり、本防火防災会での共同備蓄は行わないことにし、それを周知します。

このことは、住民の自立を促すことでもあり、住民の防災意識高揚策としても効果のあるものと防災の専門家も提唱し始めたようです。

## 防災計画の変更

防災計画では、総務班、情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班、避難生活支援班とありますが、消火班、救出・救護班、避難誘導班は、いずれも初期の緊急対応班であり、人命救助を目的としていること、その対応は短時間に、鎮火あるいは救助、救出、避難を終了させなければならず、発災直後、防災会役員、ボランティアを含めて、全ての班編成が可能なほどの集合は難しいと考えられることから、緊急対応班である3班を統合して救急班として配置することにします。

## 防災訓練のあり方

阪神・淡路大震災の時、10階以上のマンションの高層階では、25%の人がケガをして、4%の重症者が発生したと報告されています。事前の対策がなかったという不幸が重なった結果です。

十分な事前対策を施してあっても負傷者が発生する可能性はあります。その発見、救出訓練は必須です。エレベーターが停止している環境下の救出、搬送技術の習得のための訓練を行います。

なお、救出にあたり、玄関ドアを破壊しなければならない。あるいはベランダから確認して、ガラスを割って救出する必要があるなども考えられます。それらに必要な工具等の使い方の訓練、講習会の開催も必要です。

また、実際、発災時には負傷を負った住民の数によって、また、負傷の程度で救出・搬送が可能か否かなど、その場で判断しなければならないという問題もあります。AEDの操作訓練の他に応急処置等の講習会の開催も企画すべきです。

以上、ガーデンプラザ新検見川を取り巻く環境を考察し、個人の、防火防災会の指針を以下のとおりとしました。

個人 : 自分の命は自分で守る  
防火防災会 : ガーデンプラザ新検見川から死傷者を出さない

## ガーデンプラザ新検見川防火防災会の取り組み (案)

### 1. 目的

ガーデンプラザ新検見川から死傷者を出さない  
発災直後の人命救助体制、安否確認体制の構築  
長期在宅避難生活を実現するためのノウハウの研究と普及

### 2. 対策

発災前の防災啓発活動

- ・自分の命は自分で守る
- ・長期在宅避難の準備
- ・共助（ご近助）意識の醸成

防火防災会の組織化

- ・団地管理組合理事、自治会理事、ボランティアでの組織化、常態化
- ・防災計画の樹立
- ・発災時初動体制の確立
- ・番館会防災体制の要請、支援

### 3. 取り組み

平時での活動（タイムライン）

- ① 防災タイムラインの啓発（全戸配布用） P 4

発災時の心構え

負傷防止対策

長期在宅避難生活

- ② 自助推進のサポート

家具転倒防止、ガラス飛散フィルム貼付等の手助け

発災時の対応（ガイドライン）

- ① 役員、在宅協力者による初期対応体制 P 6

人命救助と安否確認

- ② 番館会防災組織との連携

### 4. 防災資機材 P16